

# 令和7年度経営計画

香川県信用保証協会

(1) 業務環境

1) 香川県の景気動向

社会経済活動はコロナ禍からの正常化が進んでおり、最近の県内の景気は緩やかに持ち直しの動きが続いている。

主な需要の動向として、設備投資は増加しており、個人消費も物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。また、住宅投資は弱めの動きとなっているが、公共投資は持ち直している。さらに、雇用・所得情勢は緩やかに改善している。このほか、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。

2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」という。）を取り巻く環境は、原材料等の価格高騰や慢性的な人手不足が続いている。一方で、デジタル化による業務の効率化や脱炭素社会への対応のための省エネ設備の導入などが求められている。また、経営者の高齢化が進む中で後継者不足が深刻な課題となっており、後継者不在による廃業の増加は地域の雇用機会の喪失や技術の消失を招き、地域産業の衰退につながる。

こうした課題の解決に向けて、自治体や金融機関をはじめとする地域の関係機関が連携・協力してきめ細かな事業者支援を行うことが求められる。

(2) 業務運営方針

令和6年度からの3年間で「ポストコロナ下で経営の正常化や創業・再生に挑む中小企業者に寄り添い支援する」期間と位置づけ、これまで以上に中小企業者に寄り添いながら、金融機関や関係機関と緊密に連携して、中小企業者が抱える多様な課題に応じた適切な金融支援及び経営支援に取り組む。

また、公的機関としての使命を果たすために経済環境の変化、多様化するニーズに応えることができる組織体制づくりを目指す。そのため、次の事項を主要項目として取り組む。

I 中小企業者の実情に応じた支援

中小企業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金ニーズに、政策保証等を活用した金融支援で着実に応えていくとともに、金融機関や関係機関との連携を一層強化して、早期に中小企業者の現況把握に努めることで、円滑な経営支援や事業再生支援の着手につなげる。

また、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえた対応等により、経営者保証に依存しない融資慣行の推進に努める。

II 経営支援を通じた中小企業者の経営改善、生産性向上に向けた取組

中小企業者の経営改善、生産性向上のため、香川県中小企業活性化協議会をはじめとした関係機関と連携・協力し、より実効的な経営支援に努めるとともに、創業・事業承継支援を通じて地域経済の新たな成長に貢献する。

また、経営支援の質の向上を図るため、支援の効果を検証する。

III 回収の合理化・効率化

求償権の管理・回収を効率的に行い、債務者等の状況に配慮をしながら回収の最大化を図る。また、再生に挑む中小企業者の経営支援にも取り組む。

一方で、回収見込みがない求償権については、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進める。

IV 経営基盤の安定・強化

保証協会の業務を幅広く行える人材を育成し、職員が働き甲斐を十分に感じる事が出来る環境を整備するとともに、中小企業者、金融機関の利便性向上及び、保証協会内業務の効率化に資するIT化・デジタル化を推進する。

また、役職員のコンプライアンス意識の維持、向上に努めるとともに、組織としてのコンプライアンス態勢を充実させる。

## 【保証部門】

## (1) 現状認識

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、中小企業者の経営課題が原材料価格の高騰、人手不足やコロナ禍で抱えた過剰債務への対応にシフトしている中、保証協会の資金繰り支援は新型コロナウイルス対策としての政策的、直接的な資金繰りメニューが一旦終了となり、経営支援・事業再生支援に重点を置いた資金繰り支援のフェーズに移行した。「信用保証協会向けの総合的な監督指針」においても、保証協会が金融機関や関係機関と連携して中小企業者の変化の兆候を把握し、実情に応じた経営支援・事業再生支援等に取り組むことが明記されたところである。

こうした状況を踏まえ、中小企業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金ニーズに着実に応えていくとともに、金融機関及び関係機関との連携を一層強化し、重要性が増す経営支援において求められる役割を十分に果たしていく必要がある。また、中小企業者や金融機関の保証利用における手続き負担の軽減など、利便性向上を図る取組が求められている。

## (2) 具体的な課題

## ①中小企業者のライフステージに応じた支援

- ・ニーズに応じた適切かつ迅速な資金繰り支援
- ・経営者保証に依存しない融資慣行の推進
- ・早期の経営支援着手に向けた取組
- ・創業支援の充実

## ②金融機関及び関係機関との連携強化

## ③利便性向上に向けた取組

## (3) 課題解決のための方策

## ①中小企業者のライフステージに応じた支援

- ・中小企業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金ニーズに着実に応えるため、金融機関との日常的な対話に努め、各種政策保証を活用するなどして適切かつ迅速な資金繰り支援に万全を期す。
- ・プロパー融資と保証付融資を組み合わせた「協調支援型特別保証制度」を積極的に推進し、金融機関との適切なリスク分担を図るとも

に、期中管理・経営支援が十分に実施されるよう継続的な支援につなげる。

- ・コロナ禍により抱えた過剰債務の返済負担軽減のため、借換や条件変更など柔軟な対応に努める。
- ・経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえた適切な対応に努めるとともに、「事業者選択型経営者保証非提供制度」「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」等の活用により、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組を進める。
- ・厳しい環境にある中小企業者の経営状態や状況変化の兆候を把握するため、金融機関や関係機関と連携して中小企業者へのアプローチに努め、早期の経営支援や事業再生支援につなげる。
- ・創業保証制度を活用した創業時に必要な資金の支援にとどまらず、創業予定者へのアドバイスから創業後のフォローアップまで、外部専門家の派遣も含めた包括的な支援を行う。また、金融機関や日本政策金融公庫（国民生活事業）との情報交換や勉強会等により、創業支援の知見やノウハウの共有と目線合わせを行う。

#### ②金融機関及び関係機関との連携強化

- ・金融機関の本部・支店訪問等による日常的な対話により、金融機関と連携した支援体制の基盤づくりを行うとともに、金融機関及び関係機関との情報交換や勉強会等を通じて、信用保証業務への理解の向上と中小企業者に対する支援の目線合わせを図る。

#### ③利便性向上に向けた取組

- ・中小企業者や金融機関の負担軽減と利便性の向上を目指し、「信用保証協会電子受付システム」の導入などの保証利用環境の整備に努め、併せて、保証業務の効率化と適切な事務処理の徹底を目指す。

### 【期中管理・経営支援部門】

#### (1) 現状認識

物価高騰や人手不足など、中小企業者を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。こうした状況を踏まえ、保証部門や金融機関及び関係機関との連携を深め、中小企業者の経営課題を共有し、保証協会単独では解決できない問題を抱えている場合は、その専門とする関係機関に早期につなぎ、中小企業者の実情や必要とされる改善点に応じた早めの連携した経営支援が必要とされる。

また、今後の地域経済の担い手となる創業者や事業承継の課題を抱えている中小企業者への支援強化も必要である。

さらに、きめ細かで早めの伴走支援を行い、大幅な増加が顕著な代位弁済の抑制に努める必要がある。

(2) 具体的な課題

- ①創業者・事業承継支援の強化
- ②金融機関・関係機関との連携による支援
- ③経営改善・事業再生支援の推進
- ④事業継続断念を原因とする倒産等と代位弁済の抑制
- ⑤経営支援の質の向上

(3) 課題解決のための方策

①創業者・事業承継支援の強化

- ・創業予定者への支援や日本政策金融公庫との協調支援に繋がる橋渡し、及び創業保証利用者への保証後のフォローアップによる自走支援を行うなど、幅広い創業者支援を行う。
- ・中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金（以下「経営支援補助金」という。）を有効活用し、専門家派遣による創業支援を拡充させるとともに、「よろず支援拠点」等への紹介も積極的に行う。
- ・後継者問題に悩んでいる中小企業者に対し、経営支援補助金を活用した専門家派遣や、「事業承継・引継ぎ支援センター」等を紹介するなど、事業継続や雇用維持に繋がる積極的な支援を行う。

②金融機関・関係機関との連携による支援

- ・金融機関・関係機関との対話を通じた関係の深化を図り、中小企業者の経営課題等の情報を共有し、連携して最適な支援を行う。なお、経営課題を抱え、独力での解決が困難な中小企業者に対し、経営支援補助金を活用した専門家派遣を行い、経営改善の後押しを促進する。
- ・ゼロゼロ融資及び伴走支援型特別保証を利用し、資金繰りに窮している中小企業者を中心に、金融機関・関係機関と連携して中小企業者訪問を行い、経営課題設定及び解決につながる最適な伴走支援を行う。
- ・延滞状態となった中小企業者について、早期に金融機関へ照会をし、状況把握を行い、経営改善の後押しを行う。

③経営改善・事業再生支援の推進

- ・経営相談を通じて中小企業者の経営課題を把握し、必要に応じて経営力強化保証制度やプロパー融資借換特別保証制度、協調支援型特別保証制度及び事業再生計画実施関連保証制度等を活用した支援を検討する。

- ・中小企業者及び金融機関に対し、事業の状況に応じて、香川県中小企業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）等への相談開始を促すなど、早めの支援に着手し、収益力改善及び正常化への道筋を主体的に後押しする。なお、保証協会が実質メインとなっている中小企業者については活性化協議会への持込相談を積極的に行う。
- ・保証部門と連携し、業況が低迷している中小企業者に対し、事業性評価を適切に行ったうえで、活性化協議会の収益力改善計画策定等への橋渡しを積極的に行う。
- ・各支援機関と連携のうえ、経営支援補助金や経営改善計画策定支援事業（405事業）等を活用し、伴走型の経営支援を行う。

#### ④事業継続断念を原因とする倒産等と代位弁済の抑制

- ・ゼロゼロ融資及び伴走支援型特別保証の返済が開始された中小企業者を中心に、借換等を含めた資金繰りの安定に引き続き努めるなど、事業継続支援に取り組み、代位弁済の抑制に努める。
- ・中小企業者や金融機関との対話を行い、改善努力の必要性を説き、やる気や自助努力を引き出し、事業継続断念を原因とする倒産の抑制に努める。

#### ⑤経営支援の質の向上

- ・経営支援の質の向上を図るため、次の指標について目標値を設定するとともに支援の効果を検証する。

指標と目標値

金融正常化割合 : 経営支援実施先のうち 5%の正常化を目標とする。

CRD評点 : 経営支援実施先のうち経営支援実施前と比べ 50%の数値向上を目標とする

減価償却前経常利益 : 経営支援実施先のうち経営支援実施前と比べ 50%の数値向上を目標とする。

- ・経営支援先の決算書を速やかに徴求したうえで、原則として毎期事業性評価を適切に行い、経営支援の効果を検証しつつ、さらなる最適最善の経営支援を検討していく。また、可能な限り中小企業者やメイン金融機関と対話しつつ、必要に応じて現地調査や面談を行う。

#### 【回収部門】

##### (1) 現状認識

無担保や経営者以外の保証人のない求償権の割合が増加しており、回収環境は年々厳しい状況となっている。また、ゼロゼロ融資の返済負担や物価高騰などの影響により、代位弁済が増加している。そうした中、限られたマンパワーで最大限の回収効果を発揮するため、引き続き効率

性を重視した管理回収を行う。

また、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」、「経営者保証ガイドライン」、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」等の主旨を踏まえ、適切に対応する。

(2) 具体的な課題

- ①新規求償権の早期実態把握による回収の効率化
- ②債務者等の実情を把握し、柔軟な対応を行うことによる回収の最大化
- ③回収困難な求償権に対する管理の効率化
- ④回収担当者の能力向上

(3) 課題解決のための方策

- ①新規求償権の早期実態把握による回収の効率化
  - ・新規求償権について、代位弁済後、早期に債務者と交渉を行う。交渉前に、債務者等の資産調査など実態把握に努め、管理職によるヒアリングを実施し、当初回収方針を決定する。その後もヒアリングなどを通じて、回収担当者のフォローを行う。
- ②債務者等の実情を把握し、柔軟な対応を行うことによる回収の最大化
  - ・新規求償権において、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」、「経営者保証ガイドライン」などによる計画策定など特段の事情がある債務者について、代位弁済前から期中管理部門と協力し適切に対応する。
  - ・債務者の状況把握に努め、最適な督促・回収を行う。必要に応じ、法的措置を実施し、顧問弁護士や司法書士を活用しつつ効率的な回収に努める。
  - ・定期弁済を継続している求償権について、状況に応じて「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用や、一括入金による損害金減免等を検討する。
  - ・事業を継続し、再生の可能性がある債務者については、経営支援部門と協力し、経営相談の実施や中小企業活性化協議会を紹介するなど再チャレンジを支援する。
  - ・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出があった場合は、適切に対応する。



③回収困難な求償権に対する管理の効率化

- ・回収が困難であると判断される求償権については、速やかに管理事務停止を行い、求償権整理を進める。

④回収担当者の能力向上

- ・顧問弁護士による勉強会を開催し、回収担当者の法務知識を向上させ、より効率的な回収を行う。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

「信頼され、顔の見える」保証協会となるため、「公的使命」と「社会的責任」を意識してコンプライアンスの徹底と危機管理態勢を強化し健全かつ適正な業務運営を行う必要がある。また、中小企業者からの多様なニーズに的確に応えることができる人材育成や、役職員の健康増進、働きやすい職場環境の整備をもって経営基盤を安定させることが重要である。さらに、保証申込の電子化などITを活用した利便性向上及び業務効率化を進めるとともに、広報活動にも取り組む必要がある。

(2) 具体的な課題

- ①人材育成、職場環境の充実
- ②IT化、デジタル化の推進
- ③コンプライアンスの維持徹底
- ④危機管理体制の充実
- ⑤広報活動の強化

(3) 課題解決のための方策

①人材育成、職場環境の充実

- ・多様化する中小企業者のニーズに応えるため、階層別研修、課題別研修や通信教育等により職員の能力向上を図るほか、金融機関や関係機関との勉強会やセミナー等への職員派遣を通じて、職員の能力向上、幅広い見識と人的ネットワークの充実・強化に努める。
- ・職員のワーク・ライフ・バランスが図られ、健康で働き甲斐のある職場環境を整備する。

②IT化、デジタル化の推進

- ・中小企業者や金融機関の利便性向上を図るため、信用保証書や保証申込手続きの電子化を推進するほか、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等を活用して業務の効率化に努める。

③コンプライアンスの維持徹底

- ・役職員が保証協会の「公的使命」と「社会的責任」を常に認識しながら、コンプライアンスの維持徹底に努める。また、反社会的勢力等に対しては組織全体での毅然とした対応により関係を遮断するとともに、関係機関との情報共有や連携を強化して信用保証制度の不正利用の防止を図る。

④危機管理体制の充実

- ・自然災害など緊急事態発生時における危機対応を実効性のあるものとするため、事業継続計画の整備や訓練等を通じて危機管理体制の充実を図る。

⑤広報活動の強化

- ・ホームページやSNS（LINE）等を活用し、中小企業者に有益な情報を発信するとともに、保証協会の認知度向上を図るため、幅広い層に対し保証協会の役割や取組を知ってもらうための広報活動を行う。

3. 事業計画

(単位：百万円、%)

| 区 分             | 金 額     | 対前年度<br>計画比 | 対前年度<br>実績見込比 | 積 算 の 根 拠 ( 考 え 方 )  |
|-----------------|---------|-------------|---------------|--|
| 保 証 承 諾         | 44,000  | 110.0       | 94.4          | 令和7年3月から開始した協調支援型特別保証制度を利用した保証需要などを考慮し積算した。                |
| 保 証 債 務 残 高     | 250,000 | 103.7       | 94.0          | 代位弁済の増加により前年度を上回るペースで減少する傾向が続くものと想定して積算した。                 |
| 保 証 債 務 平 均 残 高 | 257,000 | 100.0       | 90.4          | 保証債務残高の積算と合わせて、前年度に比して減少する見込みで積算した。                        |
| 代 位 弁 済         | 4,000   | 133.3       | 114.6         | ゼロゼロ融資の返済開始や、物価高騰などによる業況不振により代位弁済に至る中小企業者が増加推移すると見込んで積算した。 |
| 実 際 回 収         | 320     | 100.0       | 108.2         | 担保の減少、破産等の法的手続きによる債務整理の増加など、厳しい回収環境が続いているため前年度並みで積算した。     |
| 求 償 権 残 高       | 1,227   | 248.3       | 90.1          | 代位弁済計画額、前年度の回収率、償却率を基に算出した。                                |

## 4. 収支計画

香川県信用保証協会

(単位：百万円、%)

| 区 分          | 金 額   | 対前年度計画比 | 対前年度実績見込比 | 保証債務平残比 |
|--------------|-------|---------|-----------|---------|
| 経常収入         | 3,097 | 110.0   | 99.8      | 1.20    |
| 保証料          | 2,570 | 108.7   | 98.1      | 1.00    |
| 運用資産収入       | 252   | 100.1   | 93.6      | 0.10    |
| 責任共有負担金      | 246   | 141.3   | 138.0     | 0.10    |
| そ の 他        | 29    | 118.8   | 75.8      | 0.01    |
| 経常支出         | 2,058 | 95.1    | 114.0     | 0.80    |
| 業 務 費        | 761   | 104.9   | 122.9     | 0.30    |
| 借入金利息        | 0     | -       | -         | -       |
| 信用保険料        | 1,152 | 83.0    | 100.6     | 0.45    |
| 責任共有負担金納付金   | 85    | 212.5   | 214.8     | 0.03    |
| 雑 支 出        | 60    | 600.0   | 4,421.3   | 0.02    |
| 経常収支差額       | 1,038 | 159.7   | 79.9      | 0.40    |
| 経常外収入        | 5,835 | 117.4   | 128.0     | 2.27    |
| 償却求償権回収金     | 35    | 109.4   | 79.8      | 0.01    |
| 責任準備金戻入      | 1,863 | 96.4    | 97.3      | 0.72    |
| 求償権償却準備金戻入   | 349   | 179.8   | 195.4     | 0.14    |
| 求償権補てん金戻入    | 3,589 | 127.6   | 148.2     | 1.40    |
| そ の 他        | 0     | -       | -         | -       |
| 経常外支出        | 6,196 | 120.8   | 126.4     | 2.41    |
| 求償権償却        | 4,153 | 133.5   | 154.7     | 1.62    |
| 責任準備金繰入      | 1,719 | 101.1   | 92.3      | 0.67    |
| 求償権償却準備金繰入   | 308   | 102.7   | 88.3      | 0.12    |
| そ の 他        | 16    | 94.1    | 249.7     | 0.01    |
| 経常外収支差額      | -361  | 226.9   | 104.4     | -0.14   |
| 制度改革促進基金取崩額  | 0     | -       | -         | -       |
| 収支差額変動準備金取崩額 | 0     | -       | -         | -       |
| 当 期 収 支 差 額  | 677   | 137.7   | 71.1      | 0.26    |
| 収支差額変動準備金繰入額 | 339   | 137.7   | 71.1      | 0.13    |
| 基金準備金繰入額     | 339   | 137.7   | 71.1      | 0.13    |
| 基金準備金取崩額     | 0     | -       | -         | -       |
| 基金取崩額        | 0     | -       | -         | -       |

| 積算の根拠（考え方）  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保証料」は、前年度実績見込の平均保証料率を参考に積算した。</li> <li>・「責任共有負担金」は、前年度の保証債務平均残高見込と代位弁済率を基に積算した。</li> <li>・「業務費」は、前年度実績見込を基に積算した。</li> <li>・「信用保険料」は、前年度実績見込の平均保険料率を参考に、保険料率上昇傾向を勘案し積算した。</li> <li>・「責任共有負担金納付金」は、前年度の信用保険料見込、当年度の責任共有負担金を基に積算した。</li> <li>・「求償権補てん金戻入」は、過去の補填率の実績値より積算した。</li> </ul> |

5. 財務計画

| 区 分  |       | 金額     | 対前年度<br>計画比 | 対前年度<br>実績見込比 |
|--|-------|--------|-------------|---------------|
| 年金<br>度融<br>機中<br>出機<br>え関<br>等<br>ん負<br>担<br>・金 | 県     | 0      | -           | -             |
|  | 市 町 村 | 0      | -           | -             |
|  | 金融機関等 | 0      | -           | -             |
|  | 合 計   | 0      | -           | -             |
| 基 金 取 崩  |       | 0      | -           | -             |
| 基金準備金繰入  |       | 339    | 137.7       | 71.1          |
| 基金準備金取崩  |       | 0      | -           | -             |
| 期<br>末<br>基<br>本<br>財<br>産                       | 基 金   | 6,282  | 100.0       | 100.0         |
|  | 基金準備金 | 10,562 | 108.4       | 103.3         |
|  | 合 計   | 16,844 | 105.1       | 102.1         |

|              |   |   |   |
|--------------|---|---|---|
| 制度改革促進基金取崩   | 0 | - | - |
| 制度改革促進基金期末残高 | 0 | - | - |

|               |       |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|
| 収支差額変動準備金繰入   | 339   | 137.7 | 74.3  |
| 収支差額変動準備金取崩   | 0     | -     | -     |
| 収支差額変動準備金期末残高 | 5,970 | 116.0 | 106.0 |

(単位：百万円、%)

| 区 分                   | 金額 | 対前年度<br>計画比 | 対前年度<br>実績見込比 |
|-----------------------|----|-------------|---------------|
| 国からの財政援助              | 0  | -           | -             |
| 基金補助金                 | 0  | -           | -             |
| 地方公共団体からの財政援助         | 53 | 50.9        | 15.0          |
| 保証料補給<br>(「保証料」計上分)   | 50 | 50.0        | 14.2          |
| 保証料補給<br>(「事務補助金」計上分) | 0  | -           | -             |
| 損失補償補填金               | 3  | 72.5        | 179.7         |
| 事務補助金<br>(保証料補給分を除く)  | 0  | -           | -             |
| 借入金運用益                | 0  | -           | -             |

香川県信用保証協会

| 積算の根拠(考え方)  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町及び金融機関に対する、出えん金及び金融機関等負担金の要請は当面行わないものとした。</li> </ul> |

## 6. 経営諸比率

香川県信用保証協会

(単位：百万円、%)

| 項 目                       | 算 式                        | 比 率    | 対 前 年 度<br>計 画 比 増 減 | 対 前 年 度<br>実 績 見 込 比 増 減 |
|---------------------------|----------------------------|--------|----------------------|--------------------------|
| 保 証 平 均 料 率               | 保証料収入 / 保証債務平均残高           | 1.00   | 0.08                 | 0.08                     |
| 運用資産収入の保証債務平残に対する割合       | 運用資産収入 / 保証債務平均残高          | 0.10   | 0.00                 | 0.01                     |
| 経 費 率                     | 経費【業務費+雑支出】 / 保証債務平均残高     | 0.32   | 0.03                 | 0.10                     |
| ( 人 件 費 率 )               | 人件費 / 保証債務平均残高             | 0.19   | 0.00                 | 0.03                     |
| ( 物 件 費 率 )               | 物件費【経費-人件費】 / 保証債務平均残高     | 0.13   | 0.03                 | 0.08                     |
| 信用保険料の保証債務平残に対する割合        | 信用保険料 / 保証債務平均残高           | 0.45   | -0.09                | 0.05                     |
| 支 払 準 備 資 産 保 有 率         | (流動資産-借入金) / 保証債務残高        | 13.31  | -0.09                | 1.07                     |
| 固 定 比 率                   | 事業用不動産 / 基本財産              | 0.75   | -0.07                | -0.05                    |
| 基金の基本財産に占める割合             | 基金 / 基本財産                  | 37.30  | -1.92                | -0.77                    |
| 求 償 権 に よ る 基 本 財 産 固 定 率 | (求償権残高-求償権償却準備金) / 基本財産    | 5.39   | 4.18                 | -0.75                    |
| 基 本 財 産 実 際 倍 率           | 保証債務残高 / 基本財産              | 1,227  | /                    |                          |
|                           |                            | 14.84倍 |                      |                          |
| 代 位 弁 済 率                 | 代位弁済額(元利計) / 保証債務平均残高      | 1.56   | 0.39                 | 0.33                     |
| 回 収 率                     | 回収(元本) / (期首求償権+期中代弁(元利計)) | 1.02   | -3.64                | 0.02                     |

(注) 1. 基本財産は、決算処理後のものである。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる年度末毎の求償権残高の実数を記入している。